

アーク溶接装置を起因物（小）とする死傷災害発生事例（2017年）

年	月	発生時	死傷災害発生事例	年齢	業種 (小)	事故の 型	労働者 規模
2017	1	14~ 15	溶接作業中にスパッタが袖付前掛けに引火し、すぐに気付いたが、大した事ではないと考え、溶接を続行した（溶接外観が悪くなってしまふ為）。溶接作業を続行したことで、袖付前掛けから上着・中着・下着すべてに引火してしまい、左肩前部から左腕にかけて30センチ程火傷を負い、また火を消そうとした右手の指先も火傷した。	20	11509	11	50 ~ 99
2017	1	16~ 17	社内作業場にて、スポット溶接機で製品にボルトを付ける作業を行っていた。ボルトを付けるには、製品にボルトを差し込み、その状態のままスポット溶接機の下部電極部分に差し込む。差し込んだ側の手を離し、起動ボタンを押すと、上部電極部が下がり電流が流れ溶接される。原因としては、起動スイッチの位置が高かったため下部電極部にボルトを差し込む際、作業者の腕が起動スイッチに触れてしまい、手を離す前に上部電極部が下がり、親指を負傷した。	44	11209	7	10 ~ 29
2017	1	11~ 12	工場にて製品タンク製作中、内部溶接を行っている最中にズボンに火がつき、本人が気付くのが遅れ、他の作業員が先に気づき火を消してもらったが、火の回りが早かったため火傷を負う。	69	11209	11	1~ 9
2017	2	11~12	建築作業を行った後、鉄骨加工場に戻り清掃作業を始めたところ、着衣に引火し、左腕、左足に火傷を負った。	62	80409	11	10 ~ 29
			スポット溶接機の調整中にバランスを崩し倒れそうになった際、倒				1~

2017	2	14~15	れまいとしチップに左手をかけたところ誤って同時に足踏みスイッチを踏んでしまい左手親指が挟まれ受傷したものである。	55	11209	7	9
2017	2	10~11	被災者が、第3ヤード東側溶接場で、コラム柱の上でガウジング作業中、ガウジングの火花が飛散する中、火花が背中に飛んで燃え上がり、熱くなり気が付いて水をかぶり火を消したが、背中を火傷した。	39	11209	11	1~9
2017	2	21~22	破損した設備の補修溶接作業を行っていた。「熱い」と感じたので、足元を確認したところ、溶接の火花が作業服（ズボン）に引火しており、急いでズボンを脱いだが火傷していた。	29	10402	11	~299
2017	3	15~16	通常作業の1つである大型金型を放電加工機に工具を使い取りつける際、金型の角の薄いエッジに左手首付近をぶつけ、6針を縫う裂傷を負った。	44	11709	8	50~99
2017	5	11~12	受験を会社からの出張命令で出勤扱いにより、実技場で、作業服・手甲・保護マスク保護手袋・帽子・溶接面・ゼッケンを着用し、初層溶接を開始した。二層溶接を行った後、最終溶接テストピース後半に差し掛かり、段々と左腕に熱さを感じる。あと少しで溶接が終わるので続行したが、完了して面を上げるとゼッケンが激しく焼けて左腕と右胸が燃えていた。	37	11209	11	1~9
2017	6	16~17	工場内で半自動溶接機で鉄筋加工品を溶接作業中に、右手でトーチを持ち、左手で鉄筋を押さえたまま溶接をしてしまい、溶接ワイヤーが被溶接箇所にあたらないで、皮手袋と作業服の隙間に入り、左手首を負傷した。	34	11209	11	10~29
2017	6	11~12	抵抗溶接（スポット溶接）作業において、左手で部品を持ち、その部品の孔にボルトを右手で差し込み加工を行うが、セットしたボルトから手を離す前に起動（フットスイッチ）させてしまい、右手母指を挟んでしまった。	34	11502	7	100~299
			当社工場内に於いて、アーク溶接の作業中、業務が逼迫していたがために使用していた溶接機を性能の限界を超えて連続稼働（原則は				

2017	7	11~12	ON⇔OFFを随時切り替えながら稼働させること) させてしまい、溶接機付随の溶接棒の持ち手部分が通常以上に高温化。そこに誤って右手を当ててしまい、当該示指及び中指を火傷。当日は応急処置を施した上でそのまま勤務し帰宅したが、その後徐々に症状が悪化してきた。	46	11209	11	1~9
2017	7	14~15	スチール事業部第二工場にて、フットボタン式のスポット溶接機で、ナットを製品に溶着する加工作業中、製品を加工機にセットし、ナットを右手でセットしている最中に誤ってフットボタンを足で踏んでしまった。その際、右手を加工機から抜くのが間に合わず、機械に右手親指を挟んで負傷した。	28	11203	7	1~9
2017	9	16~17	事務所の置き場にて、溶接の作業をしていたところ、火花が飛び散り誤って左足にやけどを負い、その後火傷が化膿して腫れたので受診した。	29	11209	11	10~29
2017	9	16~17	上記の日時に、ステンレス製タンク（10,000?）の底にて、攪拌軸受けボス（丸棒）の交換作業のためボスを切断し、砥石作業を終えて、新しいボスをタンク底に溶接し、パーンクリーナーを使用して周囲の洗浄をした、10分程経過の後に臭気確認し溶接作業にとりかかった時にタンク底のノズルから火柱が上がり、両手ひざ、足、顔に火傷を負った。	32	11209	11	30~49
2017	9	16~17	2号ライン端部材溶接機にて、端部材溶接機の前側冶具に取り付けた端部材を被災者が付け直そうと上昇途中の冶具に手を出したところ、改良型レベラーと冶具の間に右手を挟まれた。	30	11209	7	50~99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_06.html